

鳥取県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 8・7・1号倉吉駅南北線（自由通路）
- 3 事業施行期間
平成18年12月12日から平成23年10月31日まで
（変更前 平成18年12月12日から平成22年3月31日まで）
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
変更する部分
倉吉市上井字長泓地内
 - （2）使用の部分
変更なし